

養父市社会福祉協議会訪問入浴サービス事業所運営規程

平成16年6月1日制定規程第24号

平成17年7月1日規程第5号

平成21年6月26日規程第10号

平成24年1月25日規程第8号

平成27年10月28日規程第4号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人養父市社会福祉協議会が開設する訪問入浴サービス事業所(以下「事業所」という。)が行う訪問入浴サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な訪問入浴サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。

2 事業の提供に当たっては、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 養父市社会福祉協議会訪問入浴サービス事業所
- 二 所在地 兵庫県養父市八鹿町下網場320番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(同法人の他の介護保険事業所の管理者と兼務)
管理者は、事業所の従業者に対する管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 看護職員 2名(介護員と兼務、非常勤2名)
介護員 6名(兼務常勤4名、非常勤2名)
従業者は利用者の状況に応じて増員する。従業者は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問入浴サービスの内容)

第6条 指定訪問入浴介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の居宅を移動入浴車で訪問し、1回の訪問につき看護職員1名、介護職員2名をもって事業を行い、内1名を当該サービスの責任者とする。
- 二 本事業の提供に用いる機器については、その使用に際して安全及び清潔の保持に留意するとともに、利用者の身体に接触するものについてはサービス提供ごとに消毒したものを使用する。

三 相談援助業務

四 その他利用者に対する便宜の提供
(利用料等)

第7条 指定訪問入浴介護を提供したときの利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問入浴介護が、法定代理受領サービスであるときは、その1割ないし2割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護に要した交通費は、市の境界線から1キロメートルごとに50円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、養父市の区域とする。

第9条 利用者は指定訪問入浴介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意する。

一 健康状態に異常があるときは、その旨申し出ること。

二 事業開始前の健康チェックにより健康状態に異常があるときはサービスを中止できるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、訪問入浴介護を実施中に、利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条 指定訪問入浴サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人養父市社会福祉協議会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成24年1月25日規程第8号）

この規程は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成27年10月28日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行し、平成27年8月1日から適用する。